

## 職業介護人による将来介護費用の立証方法についての考察

- 1 被害者が後遺障害等級別表第 1、1 級 1 号(「神経系統又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの」)に認定され、現段階では近親者が介護をしているが、近親者が老齢のため介護ができなくなった場合は職業介護人に介護を委ねることになる。その場合、職業介護人の介護費用がどの程度になるかについて問題となる。

職業介護人の介護費用については短期的に介護をさせて実費を明らかにするという方法も考えられるが、短期的な介護は無理等の理由で、実際には種々の理由から実費の証明は困難なことが多い。

そこで、職業介護人の介護費用の立証をどのようにするかが問題となる。

- 2 交通事故で重度の障害を負った者は障害者自立支援法(以下「法」という)で市町村から種々の福祉サービスを受けることが可能である(介護保険と異なり、年齢の制約はない)。

その際、サービスの利用希望者は市町村に申請を行うと、市町村の調査が行われ(1次判定)、障害程度の区分の判定がなされる。

また、介護給付を申請した場合、市町村審査会で 2 次判定が行われ、最終的に障害程度区分が認定される。

障害程度区分は区分 1 から区分 6 まであり、区分 6 が最も重い。

後遺障害、別表第 1、1 級 1 号に認定された者は通常「区分 6」と認定される。

- 3 厚生労働省は法に基づき、事業者に対する障害福祉サービスの報酬の基準を定めている(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 523 号)。

ここで事業者とは指定福祉障害サービス事業者・指定障害者支援施設と基準該当事業所・基準該当施設のことである。

指定福祉障害サービス事業者・指定障害者支援施設は都道府県知事が指定した事業者であり(法 29-1)、基準該当事業所・基準該当施設

とは厚生労働省令で定める基準等を満たすと認められるものである。

指定福祉障害サービス事業者・指定障害者支援施設が行うサービスは指定障害福祉サービスと呼ばれ(法 29-1)、基準該当事業所・基準該当施設が行うサービスは基準該当福祉サービスと呼ばれる(法 30-1、二)。

前記告示は別表に介護給付費単位表があり、各サービスを単位で表示している。

1単位は基本的には10円であるが、基準福祉サービスの場合は8.5円とすることもある。

また、地区は特別区、特甲地、甲地、乙地、丙地に分類されており、地区によって1単位の額に若干の違いがある。

- 3 後遺障害等級別表第1、1級1号に認定され、「区分6」となり、告示の別表、第2の「重度訪問介護サービス費」により算定されることになる。

別表、第2の「重度訪問介護サービス費」の単位は「区分4」以上の者に該当する表であるが(注1(1))、「区分6」の者は単位を7.5/100加算し(注6)、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者等の「区分6」でも程度の重い者は単位を15/100加算する(注7)。

また、早朝、夜間、深夜の加算がある。

具体的な単位についてはワムネット(独立行政法人福祉医療機構のHP)に掲載されている。

※ なお、上記HPで「行政資料」→「分類一覧」→「障害者福祉」→「システム関連」→「報酬算定サービスコード」から調べることができる。

- 4 後遺障害等級別表第1、1級1号に認定され、「区分6」の者(基準の単位に7.5/100の加算をする者)が午前6時から次の日の午前6時までの「重度訪問介護サービス」を横浜で受けた場合、告示からどの位の報酬となるか算定をしたのが以下の表である。

時間帯	時間	単位(1時間)	総単位
午前 6 時～午前 8 時(早朝)	2 時間	215	430
午前 8 時～午前 10 時(日中)	2 時間	172	344
午前 10 時～午後 2 時(日中)	4 時間	161	644
午後 2 時～午後 6 時(日中)	4 時間	163	652
午後 6 時～午後 10 時(夜間)	4 時間	193	772
午後 10 時～午前 0 時(深夜)	2 時間	245	490
午前 0 時～午前 4 時(深夜)	4 時間	258	1032
午前 4 時～午前 6 時(深夜)	2 時間	242	484
合 計			4848

#### 解説

ワムネットのサービスコード表から午前 6 時～午前 8 時、午前 8 時～午前 10 時までの単位はそれぞれ 215、172。

午前 10 時～午後 2 時は午前 6 時からカウントすると 4 時間以上 8 時間未満なので単位は 161 となる(最長 4 時間単位)。

午後 2 時から午後 6 時までは午前 6 時からカウントすると 8 時間以上 12 時間未満なので単位は 163 となる。

午後 6 時から午後 10 時までは午前 6 時からカウントすると 12 時間以上 16 時間未満で夜間の加算があるので単位は 193 となる。

午後 10 時から午前 0 時までは午前 6 時からカウントすると 16 時間以上 20 時間未満なので単位は 245 となる(日が変わる場合は新たにカウントする、深夜加算あり)。

午前 0 時から午前 4 時までは 4 時間未満なので単位は 258。

午前 4 時から午前 6 時までは 4 時間以上 8 時間未満なので単位は 242。

1 日の単位合計は 4848 となる。

1 単位は基本として 10 円であるが、横浜は特甲地であるので 1060/1000 となる、1 単位は 10.6 円である(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示 539 号)

従って、以下の通りとなる。

$4848 \times 10.6 = 5 \text{ 万 } 1388 \text{ 円}$

※ 法を利用した場合、介護費用のうち、自己負担分はその一部となるが、福祉制度は将来、どうなるか分からないため、自己負担分のみ限定されない。

※ 職業介護人は浣腸、導尿、口腔内のかきだし等はできないから、その部分は看護師、近親者が行うことになる。  
全体の介護費用はそうした補助的な介護費用も加算する必要がある。

※ 告示の報酬は平成 21 年 4 月 1 日からアップする。算定例は従来の報酬基準に従ったものである。